

金融商事 判例研究

金融商事判例研究会
代表◆編 田 亘

銀行が受取人の銀行口座に誤振込みされた預金について受取人に対する貸付債権をもって相殺したことにより振込依頼人に対して誤振込金相当額の不当利得返還義務を負うとされた事例

平成17・9・26東京地裁民事第30部判決、平成16年(ワ)第15058号不当利得返還請求事件、請求認容【控訴】、本誌1226号8頁

早稲田大学助教授 柴崎 暁

事 実

① 訴外A(株式会社バクトル)は、平成15年7月29日に銀行取引停止処分を受けた。

② 同年8月7日、原告X(株式会社武蔵製鋼所)は、訴外M(有限会社増山工業)に対する決済のため、EB(エレクトロニック・バンキング)サービスを利用して、訴外B(株式会社三井住友銀行)東京中央支店に119万0385円の振込依頼をしたが、誤って、振込先をY(株式会社東京三菱銀行)目白支店のAの普通預金口座(本件口座)と指定した。Xが利用したBのEBサービスでは、「振込先一覧」において、MとAとが1行違いで表示されていたため、上記口座に入金記帳がされたものである(本件誤振込)。

③ 9月10日、Xは、Mから問い合わせを受けて誤振込みの事実を認識し、

④ 9月11日、B東京中央支店に対し、本件誤振込につき組戻しを依頼したが、翌12日、Y目白支店から、「Aと連絡がつかずその承諾が得られないため、組戻しの依頼には応じられない」旨の回答があった。Xも、Aとの連絡を試みたが、Aは倒産して代表者は行方不明であった。

⑤ 9月16日、Xの総務部長Kは、弁護士Cの助言を受け、Y目白支店を訪問、同支店お客様サービス課長Sに本件誤振込みの事実を説明した。Sは、Aの承諾なしには本件誤振込金の返却はできないと回答するのみであったため、

⑥ 9月24日、Cが同支店を訪問しAの承諾

を得られない場合の処理について質問したが、Sは、一般には差押の方法がある等と返答した。

⑦ Yは、同年10月17日付「相殺通知書」を以って、池袋支店扱いでAに対する約700万円の貸付債権等を自動債権、本件誤振込によって成立した預金債権を含むAのYに対する預金債権残高の総額である175万4183円を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示を行なった。同通知書は同月24日、内容証明郵便として差出され、転居先不明を理由としてYに返戻された。YA間の銀行取引約定において、「AがYに住所の変更を届け出ることを怠ったため、Yからの通知等がAに到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなされる」と定められていたので、同年10月30日には相殺の意思表示がAに到達したものととして処理を行った。

⑧ 同年10月31日、XはAに対して、本件誤振込金相当額についての不当利得返還請求訴訟を提起し、平成16年1月22日全部勝訴判決(Aは公示送達による呼出しを受けたが、第1回口頭弁論期日を欠席)を得た。

⑨ 同年1月26日、Cは、同判決の判決書等をY目白支店にファクシミリで送信、同月28日、Sより「本件誤振込金の返却を約束した事実はない」との回答があった。

⑩ 同年3月9日、Xは、⑧の確定判決にもとづき、本件口座を含むY目白支店のAの預金口座に係る預金債権の差押を申立てたところ、第三債務者であるYは、預金残高は3万0996円

(普通預金6018円、別段預金2万4978円)であり、この残高については「既に平成15年7月31日品川社会保険事務所により差押さえられていたので、弁済の意思はない」との陳述がされた。

⑪ 平成16年3月19日、Yは念のため⑦の相殺の意思表示につき公示送達を申立て、同年4月16日に到達した。〔判旨は⑦の時点(10月30日)に既に相殺が効力を生じたものと解している〕

⑫ Xは、Yに対し、「法律上の原因なく本件誤振込相当額を利得した」と主張し、119万0385円およびこれに対する本件誤振込みの日の翌日である平成15年8月13日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による利息または遅延損害金の支払を求めている。

Xは、「本件誤振込金は、本件預金口座に入金記帳されたとしても、実質的にはXに帰属すべき金員である」、「Yが本件相殺によってAに対する債権を回収したことは、Xとの関係では、本件誤振込相当額を法律上の原因なく利得したこと」だと主張。Yは、「Aは本件誤振込みによってYに対し本件誤振込相当額の預金債権を取得することになるから、Yが本件相殺によってAに対する債権を回収したからといって、本件誤振込相当額を法律上の原因なく利得したことにはならない」と反論した。

判 旨

請求認容。

<1> 「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金相当額の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して振込金相当額の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である(最高裁平成8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁)から、XとAとの間に振込みの原因となる法律関係が存在しなかったとしても、本件誤振込みによって、Aは、Yに対し、本件誤振込相当額の普通預金債権を取得するというべきである(その結果、原告は、Aに対し、本件誤振込相当額の不当利得返還請求権を取得することになる。)」

<2> 「本件相殺は、YがAに対して有していた貸金債権等の回収を図って行ったものと認められるところ、これが権利の濫用に当たると評価するに足る事情は窺えない〔中略〕から、

有効にその効果を生じるものというべきである。]

<3> 「Xが本件誤振込みさえしていなければ、〔中略〕Xは本件誤振込金相当額の事実上の損失を免れたはずである。]

<4> 「Yは、Xの損失のもとで、本件誤振込金相当額を利得したものとといえるところ、これを形式的にみれば、Yは、YのAに対する貸金債権等とAのYに対する預金債権とを対当額で相殺したに過ぎないのであるから、Yの利得は法律上の原因を欠くとはいえない(したがって、XがYに対して本件誤振込金相当額の不当利得返還請求権を取得することはない)ようにも思われる。]

<5> 「しかし、そもそも不当利得の制度の本質は、形式的・一般的には正当視される財産的価値の移動が、実質的・相対的には正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾の調整を試みることにありと解されるから、XがYに対して本件誤振込金相当額の不当利得返還請求権を取得するか否か(Yの利得が法律上の原因に基づくものといえるかどうか)についても、形式的にこれを判断するのではなく、公平の理念の実現の見地に立って、実質的に判断しなければならないというべきである。]

<6> 「振込取引においては、〔中略〕入金記帳がされるまでは、〔中略〕『組戻し』という手続が認められており、入金処理完了後であっても、受取人の承諾があれば、組戻しの依頼に応じる取扱いがされている。]

<7> 「しかし、誤振込をした振込依頼人の中には、たまたま受取人の所在が不明であったために、受取人から組戻しの承諾を得ることができないという者もいるはずであり、そのような振込依頼人に対してさえ救済手段が残されていないというのは、振込取引制度が多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するための仕組みであるとはいえ、制度として好ましいことではない。]

<8> 「むしろ、振込取引制度を運営する銀行に対しては、振込依頼人から受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けた場合には、誤振込みをした振込依頼人に救済の機会を残すために、誤振込みの事実の有無の確認に努め、その間、受取人の預金口座に入金記帳された当該振込みに係る金員を受取人の預金とは区別して管理するなどの適当な措置をとることが望まれるところである。]

<9> 「このように考えると、銀行が、振込依

頼人から受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けていながら、誤振込みの事実の有無を確認することのないまま、受取人に対する債権をもって当該振込みに係る預金債権を相殺して、自らの債権回収を敢行したような場合には、この債権回収は、振込依頼人に対する関係においては、法律上の原因を欠き、不当利得となるものと解するのが公平の理念に沿うものといえる。」

<10>「Yは、Xから、Aの所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情を十分に説明されているものといえる（〔中略〕Y内部において本件預金口座に入金記帳された119万0385円が誤振込みに係るものである可能性を認識していたことは明らかというべきである。）」

<11>「それにもかかわらず、Yは、Xに救済の機会を残すことなく、本件相殺を敢行したものであり、上記のような本件における具体的な事情に鑑みると、Yの本件誤振込金相当額の利得は、Xに対する関係においては、法律上の原因がなく、不当利得となるものと解するのが不当利得の制度の本質である公平の理念に沿うものといえる」

研究

判旨反対。

はじめに

[01] 本件は、いわゆる「誤振込」を行った振込依頼人が、これにより成立した預金債権を受働債権として相殺した場合に、被仕向銀行に対して不当利得返還を求めることができるとした事例である（注1）。ところで、「誤振込」には、α）振込委託の意思表示に錯誤がないまたは民95但のため無効の主張が妨げられ振込は有効であるが原因関係が欠ける場合、β）振込依頼人の意思表示自体が錯誤により無効となる場合とがある（注2）（注3）。本件はαの場合と解されているようであるから、その前提でXの採り得る救済を論じ、最後に、仮にβとされた場合の帰結を論じることとする。

1. 預金債権は受取人に帰属する

A. 被仕向銀行による相殺は有効だった

[02] 判旨<2>は、相殺権の濫用はなく、相殺は有効であるとの出発点を採用。類似の事案である名古屋高判平成17・3・17（注4）（注5）が、相殺を無効としたことにより、被仕向

銀行に利得があるという判断との間で背理を来したのと異なり、きわめて明晰である。

[03] 本件では、Aとの間で相殺適状にある債権者Yが、他に債務名義を得て受働債権を差押えている債権者Xがいるにもかかわらず相殺の意思表示をしているというのであるから、問題は差押と相殺の優劣関係ということになる。従来からの議論に従えば、最大判昭45・6・24（注6）を援引するまでもなく、民511に関する最も厳格な制限説（注7）を採ったとしても、Aは既に平成15年7月23日に取引停止処分によって期限の利益を失うとともに、本件振込によって本件口座に成立した債権は普通預金債権であって要求払であるから、本件振込による入金記帳時点以降既に相殺適状にあったといえるのであり、差押命令の到達に先んじて行なわれた相殺の意思表示の効力はこの時点に遡及することとなり、相殺が優越することになろう（注8）。

B. 預金は「実質的」にせよ振込依頼人に帰属するものではない

(1) 名古屋高判平成17・3・17との対比

[04] 判旨<5>～<9>は、前記名古屋高判で採られた判断を、著しく拡張しようと試みている。名古屋高判では、受取人の意思はある程度明瞭で、受取人を預金の帰属者として扱わないとの判断が不可能であるとはいきれない事例であったのに対して、本件では受取人は行方不明でその意思が不明であるという点が決定的に異なっている。この点に着目して両判決の比較を試みたい。

[05] 右名古屋高判では受取人は「この預金につきましては私は何の権利も有さず振込人に返還されても異存ありません」との記載がある「確認書」に同意を与えている。この表示が組戻依頼の意思表示そのものと解されあるいは振込依頼人に対する不当利得債務の弁済の過程を開始する趣旨の表示と解される限り、受働債権が処分されていて相殺適状が成立していなかったと解する余地がないでもなかった（注9）。

[06] 結局、名古屋高判では、組戻通知が発せられたり、預金債権を指名債権譲渡の方法で譲渡していた、との認定はなかった。名古屋高判判旨が述べるように「確認書」が「権利の放棄」の表示にとどまるというなら、預金が何故に振込依頼人に帰属する財貨となるのかとの批判がある（注10）。受取人の「金銭所有権」の放棄により無主の金銭となった場合には先占によって被仕向銀行に原始取得されるだけである

し、「預金債権」の放棄があるとすれば、それは債務免除の意思表示となるに留まるからである。

[07] かかる批判はあれ、「確認書」が可能性としては債権の帰属を変更させる効力をもつものであり得たのに対して、本件ではかような事情も存在せず、Xに預金が属するとの認定は一層困難といわなければならない(注11)。

(2) 信託法理と誤振込

[08] 判旨は<8>において、銀行は、誤振込の可能性を認識し受取人が行方不明等の場合には、誤振込金を「受取人の預金とは区別して管理するなどの適当な措置をとることが望まれる」等とする。最判平成14・1・17(注12)などの示唆により、構成信託の適用に着想したものと推測できる。確かに被仕向銀行を信託受託者として構成すると、分別管理義務(信28)等の規定を適用することができる。しかし、近時の学説も指摘するように(注13)、信託法理の適用にはなお問題が多過ぎる。

[09] 日本信託法は構成信託を認めない体系である(信1)。信託法改正要綱(平成18年2月)「第1 信託の意義等について」も、信託の定義として設定契約等法律行為を要するものとしている点では現行法と同様の制度を予定している(注14)。また、仮に、事務管理が成立する場合に信託法理を類推ことができると解したとしても、誤振込における被仕向銀行は誤振込人を本人とする事務管理人ではなく、受取人の消費受寄者なのである。

[10] 信託と解することもできない以上、組戻しが完全に実行されるまでは、依然受取人の預金は受取人の財産である(注15)。この建前を否定しない限りは、被仕向銀行であれ、受取人の預金を受取人の一般財産として扱うことに不法はない。これと抵触する判断を是とするのであれば、正面から最判平成8年を批判すべきであろう。判旨<1>と<5>とは両立しないのである。まして取引先が誤振込による不当利得債権を有することを説明したという事実だけで銀行に判旨のいうような分別管理義務が発生するということはいえぬ。

2. それでも振込依頼人は被仕向銀行に何かを請求できるか

A. 不当利得に関する判示について

[11] 判旨<5>は、不当利得制度の本質に言及し、「原告が被告に対して本件誤振込金相当額の不当利得返還請求権を取得するか否か(被

告の利得が法律上の原因に基づくものといえるかどうか)についても、形式的にこれを判断するのではなく、公平の理念の実現の見地に立って、実質的に判断しなければならない」としている。

[12] おそらく、判旨は、騙取金銭不当利得に関する著名な事件である、利得と損失の「社会通念上の因果関係」を援用した最判昭和49・9・26(注16)等に依って、振込依頼人による価値追跡を認めようとしたものと想像できる。上記判旨の引用部分にいう「利得が法律上の原因に基づくものといえるかどうか」とは「利得と損失の因果関係が存するかどうか」の誤りであろう。もし「公平の理念の実現の見地」に立って社会通念上の見地から「実質的に判断」すべき事柄があるとすれば、それは利得と損失の因果関係、即ち、XとYとを以って利得当事者とすべきかどうかの問題である。

[13] 仮に判旨がいうように、Yが相殺によって得た自らの(預金払戻)債務を免れるという「利得」についてその「原因causa」を探求せよというならば、それは相手方(A)に対して有していた(貸金)債権の消滅という不利益の受忍にほかならない。相殺という制度自体その構造の内部で財貨の往復的増減は正当化済みである。もしここに不当利得があり得るとすれば、例えば受働債権がもともと他人に帰属するか、権利者による処分が法的に凍結されているような場面(強制執行)である。しかし、かような場合はそもそも相殺適状にあたらぬ。

[14] 不当利得の一般的成立要件である財貨移動の直接性を最も厳格に考えれば、XYの間にはそれがあるかは疑わしい。成程、近時判例・学説ともに直接性を緩和しているから(注17)、振込委託契約と銀行間入金委託契約とが事実上不可分の契約であると観念するならば、ここに社会通念上の因果関係を見ることは不可能ではないかもしれない。振込資金はX→B→Yへと、それぞれ別々の委任契約に基き委任事務処理費用の前渡として出捐され、「その財貨」はさらにYの財産圏域を超えて入金記帳によって一旦Aの一般財産に至り、最後に相殺によって被仕向銀行Yの満足に至った(社会通念上X→B→Y→A→Y)。

[15] しかしながら、財貨移動のそれぞれの過程を見れば、そこに必然的な連鎖があるわけではない。Xが提供した資金は一旦Bの一般財産となり、BからYへの為替金の移転については、改めてBの財産中より任意の部分が出捐されるに至るとどまる(しかも多銀行間交互計

算による決済であるから資金の特定性など存在しない)。それはさらに続行されるYからAへの出捐(入金記帳)についても同様である。これらの過程で財産は現実には混和を繰り返し特定性を失う。キャッシュフローとして連続した現象に見えても、法的な因果性を切断されているというほかにない。

[16] しかもこの過程のいずれもが不当性を持たない(法律上の原因に基づく)のがこの取引の特徴である。唯一、XとAとの関係においてのみ、原因関係の欠缺にも拘らずXの財産が減少しこれに因りAの財産が増加しているため、この出捐は矯正されなければならない、即ち「法律上の原因を欠く」のである。振込取引の他のいずれの過程にも自足的な財貨移動の正当化事由が存し、それらはXA間の原因関係の存否には初めから無関係な行為として行なわれている。よってこの過程は、三者不当利得類型のうち「直線連鎖型」(注18)でなく「複合型」に属する(注19)と解されなければならない。そこでの原因欠缺の問題は、原因の欠缺する当事者間のみで処理しなければならず、これを外部へ波及させることは許されない。振込依頼人の損失は、振込依頼人が受取人からその対価に相当する何物かを受領することなく(またはその対価の欠缺に代償性を有する恵与意思にも基くことなく)受取人に財貨を取得せしめる結果を生じたことに因って発生したものであって、そのひとたび取得された財貨の事後処分に過ぎないYとの相殺によって生じた第三者たるYの「利得」との間には因果関係は存しない(注20)。

B. 銀行の警告義務・口座凍結義務

[17] しかし本件で、取引停止処分後、銀行がすみやかに預金契約を強制解約していれば、誤振込による預金の受入は未然に防ぐことができたはずである。倒産状態にある受取人に対して支援の目的等で振込をする者がいることも否定できないから、そのような預金の受入れについて可能性を残しておくべき利益はあるが、できれば受取人の倒産を振込依頼人が知っている状態に置くことが望ましい。この点で、口座名義人の倒産情報をいち早く知ることのできる銀行は、説明義務ないしは警告義務のようなものを信義則上負担することがあり得るといえないであろうか。また、強制解約がなされずとも、口座の利用を一時的に停止する「凍結」(注21)がなされるだけでも十分にかかる不当利得の発生を予防し得る。

[18] 前記名古屋高判の事例が、取引停止処分

について被仕向銀行が認識を得てから1時間20分後に入金記帳が為された振込であって不当利得の発生を回避することが事実上困難であった場合であるのに対して、本件では受取人が倒産してから1週間も口座が放置されていた点が問題となろう。受取人の倒産を知らなかった振込依頼人は不当利得を回収できず、他方被仕向銀行はこの1週間の間に誤振込で発生した預金を用いて貸出を回収したのである。このような情報の非対象性は一体何によって正当性できるのであろうか。そのような正当化が不可能ならば、かかる警告義務・凍結義務違反につき何らかの民事責任の追及を可能とすべきではあるまいか。被仕向銀行は「振込制度の運営者の一員として、自己の利益を優先させることは許されない」(注22)とする指摘は、これと軌を一にする主張である。

[19] 振込依頼人に対して被仕向銀行が何らかの責任を負うというためには、振込依頼人が外形上は専ら仕向銀行に向けて発する振込依頼の契約法的意義が問われなければならない。振込依頼人は仕向銀行に、被仕向銀行への振込通知の送信を依頼するが、のみならず、さらにその宛先である被仕向銀行にも、内国為替取扱規則に従って入金記帳をすることも同時に依頼しているものと見ることはできないであろうか。そうならば、被仕向銀行は振込依頼人に対して直接に何らかの義務を負っていることになる。

[20] 第2次全銀システム(昭和54年稼働開始)に関する説明ではあるが、被仕向銀行は、受取った振込通知について、「名義人相違、取引なしなどのため、入金不能の場合は、直ちに『ツウシン』内訳項目『シヨウカイ』によって仕向店へ照会のうえ、仕向店から電文の取消・訂正依頼または組戻依頼によって処理する。」(注23)とある(取引解約後等返却理由が明確なものについては照会省略で返却できる)。取引停止処分が既になされた受取人に関しては、強制解約前であっても、照会した上で為替金返却をすることは、(被仕向銀行の義務とまでいえるかは疑問であるが)不可能なことではない。

おわりに—錯誤無効の振込取引

[21] 以上の議論は、Xが錯誤無効を主張できない場合を前提に述べてきたものである。冒頭に言及したように、仮に振込依頼が重過失のない錯誤によるものといえるならば、XはYではなくBから資金を取り戻すべきものとなろう。評者は既に、前出名古屋高判について、このよ

うな処理を示唆した(注24)(注25)。

[22] 他行振込の場合に、Xの錯誤によって振込取引の全体が効力を害されるという構成は、現在の理論状況からいえば少数の見解に属するものようである。振込委託契約と銀行間事務処理委託契約とは別の契約であると観念されているからである。しかしながら、多数の見解が承認する法律構成によってさえ、XはBから回収すべきであるという結論には異論がなからう。他行振込について二つの委任契約(振込委託・入金処理委託)＋無因債務承認(入金記帳)説を採ると思われる所説は、「振込委託契約の法的性質を委任と解する以上」「振込委託に意思表示の瑕疵に関する民法の規定の適用がないとするのは筋が通らない」(注26)とした上で、金額・受取人等要素の錯誤にあたる場合でも多くは表意者の重過失に基づく場合であろうとしているから、具体的な状況如何によって、重過失に該当しない錯誤も存在し得ることとなる(注27)。とりわけ、本件のようなEBサービスにおいては、それを提供するWEB画面の設計の不具合がある時など、B側の過失により誤振込が誘発されることも考えられる(注28)。帰責性あるBから資金を回収するという処理こそが合理的であろう。

[23] 上記の学説では、Xの錯誤により無効となるのはXB間の委任契約であって、振込資金が無効に伴う原状回復として返還されるということになる。

[24] なお、この場合、Yによる入金記帳の有効性には何の影響もないのであろうか。ところで他行間振込で成立する預金の性質に付いて、債務約束説・消費寄託説が有力である(注29)。消費寄託説(注30)は、消費寄託契約の要物性は仕向銀行を通じて被仕向銀行に現実に資金移動が行なわれることを以って満たされるという。

[25] 誤振込ではなく正常な振込で、被仕向銀行が、銀行間決済システム上の何らかの事由によって為替金を受領しないままに、システムの復帰を見込んで入金記帳を行なったような場合(注31)にはどうなるであろうか(注32)。消費寄託説では要物性の結果、預金未成立となろう。預金債権の成立は、「振込システムにおける資金移動ないし資金移転を直接に反映」(注33)すべきであるという立場からはそれでよいのであろう(注34)。

[26] ところが、振込によって成立する預金債権は資金関係の影響を受けるべきではないことが広く認められている。資金移動の終了時点

は、預金の成立が資金関係上の給付の如何から独立性を持った法律要件であるからこそ、入金記帳を以って画される。振込依頼人に対して仕向銀行が有し得た抗弁のみならず、被仕向銀行が仕向銀行に対して主張し得た抗弁についても抗弁制限則が適用されるべきである(注35)。この判断を否定できないとすれば、債務承認説が妥当と考えられるが、今度は、日本の一般私法において無因的債務承認の存在が許容されているかとの問題に達着する。不当利得規定におけるその扱いが不明で、他方物権行為の独自性を承認しない民法典に無因債務承認を基礎づけることは容易ではない(注36)。

[27] 被仕向銀行は振込依頼人からの指図(注37)の被指図人として入金記帳を行うと解するならば、ひとまずこの問題は解決する。無因債務を認めない法体系においても、指図の無因性は認めている。被仕向銀行は、指図を引受けると同時に成立した債務を即時に準消費寄託債権に振替える。この二つの行為の意思が入金記帳によって表示されている。結果的には債務承認説と変わらないように見えるが、振込依頼人の有効な指図に基かないと預金が成立しないという点が異なる。

[28] 振込依頼人と仕向銀行との間には、一個の委任契約しか存在せずまた振込依頼の意思表示は仕向銀行にしか向けられていないから、被仕向銀行への指図は存在しないとの批判は予想できる。しかし、物理的に一個の表示行為が、法的意義においては複数の意思表示の媒体としての役割を担うことは可能である。振込依頼人により発せられる委任契約申込の構成要素としての意思表示と、被仕向銀行に到達すべき指図の意思表示とは別物であって、ただ同時に同一の方式の上で伝達されているだけであり、仕向銀行は使者(Bote)(注38)として振込通知の中でこの表示の伝達を行ない、これを受けて被仕向銀行が指図の引受として入金記帳するのである。振込本体の意思表示に無効原因があるときには、指図が不成立となり、入金記帳が行われていても実体的権利関係は発生せず、「誤記帳訂正権」(注39)が特約されていると否とを問わず、受取人の手中に預金は成立しない(注40)。

(注1) 本件のみを扱う判批は未見であるが、後出名古屋高判と併せて検討する研究として、中村弘明「誤振込により成立した預金債権と被仕向銀行の受取人に対する貸金との相殺の可否」金法1761号30-38頁がある。

(注2) β の場合、Xは委任事務処理費用として前渡した資金を、委任契約の無効に伴う原状回復請求権によってBから回収すべきものである。Xには財産権を失う結果を受忍しなければならないような帰責性がないからである。 α の場合には、Xは、もっぱらAに対して不当利得返還請求権を行使すべき筋合いのものである。

(注3) この他、 γ 振込依頼人には過失がなく、仕向銀行の手違いによる誤伝によって実行される振込も「誤振込」と呼ばれる。使者の誤伝は一般にそれを選任した主体の過失で、振込取引自体の有効性を維持すべきとの解釈もあり得るが、実行された振込に対応する振込依頼人の意思が欠けるのであるから、責任を仕向銀行に帰せしめ、 β の一種として扱うというのが正当に思われる。本研究ではいちおう、その場面は考察の対象から除外しておく。

(注4) 本誌1214号19頁・金法1745号34頁。

(注5) 既に、同事件の評釈でも述べたが、もし、預金債権が振込依頼人に帰属しているものとして、そのため相殺適状になく、預金債権が消滅していなかったというのであれば、事例は預金払戻請求事件として扱われるべきものいべきである。

(注6) 民集24巻6号587頁。

(注7) 岡松参太郎・註釋民法理由下巻(大正14年)334頁。

(注8) 類似の事案における相殺権濫用法理の適用については、柴崎「(名古屋地判平成16・4・21)判批」本誌1201号59頁。誤振込人は不当利得債権者ではないから、法定倒産手続によらない限り、相殺を排除する制度はない。なお、筑紫庵「被仕向銀行から見た誤振込金」(法務BLOG)金法1760号48頁も、破産申立の方法による解決を示唆する。

(注9) 「確認書」に相当するような合意は、一般に、私的整理の場合にも存在し得る。東京地判平成16・6・1金法1747号91頁は、XがAに対する貸付の担保として集合債権譲渡担保契約を締結し、その譲渡された債権の弁済としてYに開設されたAの普通預金口座に第三債務者から振込がなされた。その後Aは私的整理に入り、各債権者との間で再建協定を締結し、以後Aが弁済としてその債務者から受領した金銭については各債権者に按分で支払うこととされていたところ、YはAに対して有する貸付債権を自働債権としてこの預金債権を相殺したという場面で、XはYに対してこの相殺により不当利得返還請求権を有するとして請求したがこれが棄却された事例である。事案では右集合債権譲渡担保の對抗要件の具備について主張立証がなかったのみならず、振込に関する平成8年最判を援引しつつ判旨を正当化した。振込という弁済によって消滅する債権の帰属主体がXであったとしても、そのような事実は、

振込にとっては、原因関係の態様に過ぎないものである。裁判所は、それゆえにAが預金債権者であると判断したものといふべきであろう(債権譲渡の對抗要件を具備していたとしても結論は同様であろうか)。このような前提のもと、Xは破産法の相殺禁止規定の趣旨を汲むべしと主張したが、再建協定は単なる私人間の合意であるにとどまり、法定倒産手続ではないということからか、この主張は無視されている。振込は再建協定以前に行われ既に弁済の受領は終了しているため、最早この預金はAがはじめから占有していた他の財産と同様に扱われるべきものなのである。

(注10) 岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行による相殺」(下)金法1752頁42-43頁。

(注11) 中村・前掲金法36頁は、受取人の承諾もとらずに誤振込人に勝手に返金すれば受取人から後日預金返還請求訴訟を提起されるリスクを抱えることとなる旨を指摘する。

(注12) 民集56巻1号120頁。愛知県公共工事請負契約に際し、注文主から前渡金として請負人が預託金融機関に開設している口座に振込があったものの、その払戻については、前払金返還義務に関する(注文主を受益者とする第三者のためにする保証契約の)保証人である保証事業者が用いる約款上、請負人が預託金融機関から払戻を請求するについては、適正な使途に関する書類などを提出の上でなければこれを請求できず、適正使用でないものと認められるときは保証事業者が預託金融機関にその払戻を中止する権限を有する”ものとされていた等の約定がなされているという特殊な状況のもとで注文主を委託者、請負人を受託者とした「信託契約が成立した」という認定がなされたものである。あくまでもまさに信託契約が現実に締結された事実が認定されたことを意味するのであることに注意しなければならない。

(注13) 岩原紳作=森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法1746号42頁。

(注14) ①財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分とこれを受けた者が財産を管理または処分する旨の契約を締結するか、②その旨の遺言をするか、③財産の管理または処分をする意思表示を公正証書等の方法で行うこと(信託宣言)が提案されている。

(注15) 松岡久和「(名古屋高判平成17・3・17)判批」金法1748号13頁。

(注16) 民集28巻6号1243頁。

(注17) 四宮和夫・事務管理・不当利得(1981年、青林書院)65-67頁。

(注18) 四宮・前掲書213頁。

(注19) 四宮・前掲書228頁。

(注20) さらに、判旨<10>は、Yの「認識」を問題にしている。これは、最判昭和49年が受領者側が悪意であれば騙取金銭追及の対象となるということを書いていたことに由来するのであろう。ここでは詳細にはふれない。

(注21) 中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金法1746号19頁。

(注22) 本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺」(下)金法1734号54頁。

(注23) 全国銀行データ通信センター著・新内国為替取扱規則の解説(1979年、銀行研修社)125頁。

(注24) 柴崎「(名古屋高判平成17・3・17)判批」本誌1219号59頁。

(注25) 同評釈では、このほか、受取人が無資力であるときには相殺がなされるよりも前であれば債権者代位権を行使することが可能となること、受取人と被仕向銀行とが利益の共同性によって結びついており事実上経済的に一体であるといいうる地位にあるときは銀行を不当利得返還請求訴訟の相手方とすることも可能であること、にも言及した。

(注26) 後藤紀一・振込・振替の法理と支払取引(1986年、信山社)93・95頁。

(注27) 前田達明「(最判平成8・4・26)判批」判評465号195頁およびその注(13)。

(注28) 中村・前掲金法38頁がいう「消費者のミスが一切救済されない」という危惧は、本文に述べるような理論上の可能性を残しておくことによって回避できる。なお、消費者事業者間契約については電子消費者契約民法特例法の適用がある。

(注29) 今井克典「振込システムの法的構成」(4)名古屋大学法政論集163号179-192頁。この他「約款説」が説かれるが、約款であるということ自体は性質決定の手がかりにはならない。

(注30) 前田達明・前掲「判批」判時1585号195頁。

(注31) 実際には、決済尻不払銀行の発生は、決済システム上、流動性供給銀行からの資金填補によるなどその処理策も予め定められている。小沢芳己「新内国為替制度および内国為替決済規則等の概要」金法1598号21頁。

(注32) 後藤・前掲書136頁参照。

(注33) 今井・前掲190頁。

(注34) また、諾成的消費寄託説を採ったとしても、反対給付が未履行であるために同時履行の抗弁が主張できるという点で、被仕向銀行が資金を受取らない限り、預金の払戻をしないでよいことになる。

(注35) CABRILLAC (Michel), JurisClasseur Banque - Credit - Bourse, Fasc. 390 : VIREMENT, 1990, no 19.

(注36) 民法典起草関係者の学説はcausalismeであったし、無因債務契約執行証書がその債務名義性を無

条件では認められないとする戦後の民事執行法学説・判例の存在もまた障害となる(柴崎暁・手形法理と抽象債務(2002年、新青出版)89頁、113頁)。

(注37) Anweisung, délégation, delegazione.第三者の指示に基いて行なわれる単純な金銭支払約束を内容とする一つの債務負担行為。二組の実質関係上の目的の実現に役立てられる。

(注38) 後藤・前掲161頁も参照。

(注39) 後藤紀一「振込取引における法的諸問題と銀行の誤記帳訂正権」金法1093号6頁。

(注40) 振込規定ひな型は、誤振込の処理はつねに「組戻し」によるべきであると規定するかのようであるが、指図不成立の場合には組戻しも必要がない。

(2006年3月30日稿了)